

長岡市個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正対応

(1) 「個人識別符号」の導入

法で個人識別符号が定義されたことに倣い、条例でも個人識別符号を定義する。これにより、旅券番号、基礎年金番号等といった情報は、それ単独でも個人情報として取り扱うことになる。

(2) 「要配慮個人情報」の導入

法で要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の情報）が定義されたことに倣い、条例でも要配慮個人情報を定義する。要配慮個人情報を取り扱う個人情報登録事務・個人情報ファイルについては、個人情報事務登録簿にその旨を表示し、慎重に取り扱うよう注意喚起をする。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正対応

法の改正により新たな特定個人情報の取扱いが規定されたため、これに合わせて条例を改正する。

3 個人情報の保護に関する法律の改正対応

法の改正により、小規模事業者も法の適用を受けることになったため、条例が規定する小規模事業者が努めるべき義務等を廃止する。

4 文言の整理等

1 から 3 までの改正に伴い、必要な文言の整理、修正等を行う。

5 施行の時期

平成 30 年 4 月 1 日